

一関工業高等専門学校ピアサポート室規則

(令和4年1月7日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に一関工業高等専門学校ピアサポート室（以下「ピアサポート室」という。）を置く。

(目的)

第2条 ピアサポート室は、学生相互のピアサポート力を育成することを目的とする。

(組織)

第3条 ピアサポート室は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
 - 二 保健管理センター長
 - 三 教務主事補 若干名
 - 四 保健管理センター運営委員会構成員 若干名
- 2 ピアサポート室に室長を置き、教務主事をもって充てる。
- 3 室長に事故あるときは、室長の指名した室員がその職務を代行する。

(任務)

第4条 ピアサポート室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 ピアサポート力を育成するための学生諸行事の実施
- 二 ピアサポート力を育成することに係わる教職員の諸取り組みの実施
- 三 その他、ピアサポート力育成に必要な諸活動

(事務)

第5条 ピアサポート室の事務は、学生課が行う。

附 則 (令和4年1月7日規則第18号)

この規則は、令和4年1月7日に施行し、令和3年4月1日から適用する。